

第3章 第二次計画の具体的方策

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に人間関係を結ぶ場で子どもの生活の中心です。子どもの時代に本を通して、心満たされる幸せな時間を過ごすことは生きる力につながります。そこで、家庭における読書を推進するための日常的な取組として、「早ね早起き朝ごはん」運動に読書活動を位置付けて推進します。

また、乳幼児期から、家族ぐるみで本に親しみ、その後の自主的な読書活動や図書館利用につなげていくために、ブックスタート^{*19}事業等を支援していきます。

(1) 子どもの読書習慣の定着を図るための活動の推進

家庭における子どもの読書活動を促すために、園・学校やPTAと連携し、子どもの発達段階に応じた読書が日常の生活に定着するよう取り組みます。

【具体的な取組】

① 「早ね早起き朝ごはん」運動における読書活動の推進

園・学校や高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会と連携し、子どもの生活リズムの向上に向けて取り組んでいる「早ね早起き朝ごはん」運動に読書活動を位置付けて推進します。

(2) 乳幼児健診等における本と出会う場づくりの推進

乳幼児が信頼できる身近な大人に読み聞かせなどをしてもらい、絵本の楽しさを味わうために、市町村における乳幼児健診等の機会を通して、本と出会う場づくりを支援します。

【具体的な取組】

① 本と出会う場づくりの普及・促進

子どもが身近な大人を通して本と出会うために、ブックスタート事業等の本と出会う場づくりの普及・促進に努めます。また、推薦図書リストである「絵本おはなし・宝箱」と啓発用チラシを作成し、乳幼児健診時に配付します。その際、市町村立図書館等や子育て支援関係の部局と連携・協力し、読書ボランティア等による読み聞かせや講話等の実施を支援します。

<年度別実施計画>

指標	現状(H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
ブックスタート事業等の実施率 (%)	64.7	70	80	100		➡	①

*19 ブックスタート：乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむ事の大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動

2. 地域における子どもの読書活動の推進

公立図書館、公民館等の子どもが身近な場所において本に親しむ機会を充実させることは、子どもが本にふれ読書の楽しさを味わうためにとても大切なことです。そこで、すべての子どもが本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう県立図書館と市町村立図書館等は、それぞれの役割を踏まえたうえで連携・協力します。さらに、地域の民間団体や読書ボランティア等との連携による子どもの読書活動の推進に取り組みます。

(1) 県立図書館による読書活動の推進

県立図書館は、高知市民図書館と共同し、すべての子どもが図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供します。また、子どもが読書や図書館に興味を持つ機会を設けます。

【具体的な取組】

①児童図書の直接貸出冊数の増加

県立図書館は、高知市民図書館と共同し、児童図書^{*20}の直接貸出冊数が増加するよう取り組みます。

②レファレンス・サービスの充実

県立図書館で所蔵する児童サービス専門書や児童文学研究書を使用して、児童図書や子どもと読書に関するレファレンス・サービス^{*21}に積極的に応じます。

③誰もが利用できる図書館の整備

障害のある子どもや地域に在住する外国人の子ども等、これまで図書館を利用しにくかった子どもに対して、それぞれに応じたサービスを充実します。

④子どもの読書活動啓発イベントの実施

「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)や夏休み等には、子どもに読書の楽しさを味わってもらい、図書館に親しんでもらうためのイベントを開催します。

⑤ホームページの充実

県立図書館は、高知市民図書館と統合したホームページ上で、子どもに対して図書館活用についての解説を行うとともに、図書館が新たに所蔵した児童図書の情報を随時発信していきます。また、おはなし会のイベント情報等、図書館サービスと連動した情報提供を行います。

⑥職場体験学習の受け入れ

職場体験学習やボランティアを積極的に受け入れ、自主的に学ぶ子どもを支援します。

*20 児童図書 : 幼児向きの絵本や童話、児童文学等、少年少女向き書物の総称

*21 レファレンス・サービス : 利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や図書館資料の検索・提供等を行うこと

<年度別実施計画>

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
児童図書の直接貸出冊数(冊)	28,013 (県)				→	280,000 (県・高知市)	①
児童レファレンス件数(件)	2,019				→	4,000	②

(2) 市町村立図書館等による読書活動の推進

市町村立図書館等は、子どもが気軽に本と出会い読書の楽しさを味わう地域に密着した施設です。そのため、県立図書館は、市町村立図書館等が地域の中核的施設として読書活動を推進できるよう支援していきます。

【具体的な取組】

①情報収集と提供

県立図書館は、子どもに対するサービスの取組等、様々な情報を収集するとともに、市町村立図書館等へ提供し適切な助言を行います。

②レファレンス・サービスへの協力支援

県立図書館は、市町村立図書館等の図書館資料では十分な調査・回答が困難なレファレンス・サービスへの協力や助言を行います。

③ブックリストの作成

県立図書館は、子どもが良い本と出会えるよう発達段階に応じたブックリストを作成し、市町村立図書館等に配付します。

④おはなし会の定期的な実施の推進

県立図書館は、市町村立図書館等がおはなし会を定期的に実施し、絵本の読み聞かせ等を通して、本に親しむ環境づくりができるように働きかけます。

⑤子どもの読書活動啓発イベントの実施の推進

県立図書館は、「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)等には、子どもが読書の楽しさを味わい、図書館に親しんでもらうためのイベントを開催するよう、市町村立図書館等に働きかけます。

⑥読書コミュニティの形成

地域住民の身近な場所である公民館図書室・小中学校図書館・高等学校図書館等のそれぞれの強みを生かし、これらを拠点とする読書コミュニティの形成を支援するとともに、地域住民が参画できる地域の実情に応じた読書活動を促進します。

(3) 民間団体・読書ボランティア等による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、民間団体・読書ボランティア等との連携が不可欠であるため、県内の民間団体等への支援及び相互協力を推進します。

【具体的な取組】

①民間団体等に対する長期一括貸出^{*22}

県立図書館は、民間団体・読書ボランティア、家庭文庫^{*23}、地域文庫^{*24}等に対して、その要請に応じて図書館資料のまとめ貸しを行います。

②民間団体等と連携した行事の開催

県立図書館は、民間団体・読書ボランティア等と連携して、各種行事を開催します。

③学校支援地域本部事業等の推進

地域全体で学校を支援していく仕組みづくりを推進し、学校における読書ボランティア活動を推進します。

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが、読書のすばらしさを体験し、生涯にわたって本に親しんでいく習慣を身に付けるため、園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下、「学校等」という。）において、発達段階に応じた継続的な指導と支援を推進します。また、考える力や表現力、情報を収集し活用する力などを身に付けるため、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付け、学校図書館の活用に組織的、計画的に取り組むよう促します。

（1）保育所・幼稚園等における読書活動の推進

幼稚園教育要領や保育所保育指針には、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という指導内容が示されています。

乳幼児期における子どもの豊かな心と感性を育むためには、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう、読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

園において、一人ひとりの子どもが絵本等に親しむ機会を充実するため、計画的な読書活動の取組が行われるよう、啓発をしていきます。

また、保育者に園内研修等への支援を通して、保護者による絵本の読み聞かせの大切さを啓発するよう努めています。

【具体的な取組】

①園内研修等の充実

保育者に対し、指導計画等に位置付けた指導ができるよう読書活動の意義や

*22 長期一括貸出：市町村立図書館等に対して貸出期間、貸出冊数を個別に協議の上決定する貸出サービス

*23 家庭文庫：個人が家庭の一部を開放して設置した読書施設

*24 地域文庫：図書を備え付けて近隣の人たちに貸し出す活動及び組織

重要性、親子読書への取組等について、また、保護者や公立図書館等の職員、読書ボランティア等の連携について、園内研修等の機会を捉え啓発をしていきます。

②読書活動の調査の実施

園における読書活動についての調査を実施し、その結果をふまえ、読書活動のさらなる充実のための啓発に努めていきます。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
保護者・図書館・ボランティア等の連携の実施率 (%)	幼保	64.3					100	①

(2) 小学校・中学校における読書活動の推進

小学校では、家庭や園で育んだ読書をする心の芽生えを、教育課程全体で計画的に伸ばし、主体的に読書ができる子どもに育成していくことが大切です。また、中学校では、多感なこの時期に自分自身を見つめ、生き方を考え、豊かな心を育むとともに、学習への動機付けや学習内容を定着させたり発展させたりするうえで読書活動は重要であり、大きな役割を果たすものです。

平成 20 年の学習指導要領の改訂では、言語活動の充実が示され、学校図書館や図書館資料のより一層の活用が重視されており、学校全体としての組織的な取組や計画的な授業での活用、学校外での自発的な読書が求められています。

こうしたことから、市町村教育委員会と連携して、学校の教育活動全体を通して児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付けて取り組むとともに、ことばの力育成プロジェクト推進校（以下、「推進校」という。）推進校における実践研究を進め、その研究成果を広く普及します。

さらに、教職員だけでなく読書ボランティア等、地域の人のつながりを生かしながら、児童生徒の家庭における読書を推進します。

【具体的な取組】

①学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

市町村教育委員会と連携して、各小・中学校の学校経営計画や教育計画に読書活動を位置付け、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の組織的、計画的な活用を図ることにより読書習慣の形成を促進し、調べ学習等の探究的な学習等により考える力や表現力を育成します。

②推進校における研究の推進と成果の普及

学校図書館の授業での活用方法、新聞を活用した学習活動、読書活動の促進方策や学校図書館担当者の在り方を中心に各推進校における実践研究をまとめ、ホ

ームページ上に公開したりデータ化したりすることにより、学校へ普及啓発を行うとともに、教職員研修等において指導力向上を図り、本県の学校図書館活動の活性化に取り組みます。

③家庭における読書推進の呼びかけ

児童生徒の家庭における読書を推進するために、司書教諭等が、学級担任や読書ボランティア、公立図書館職員等と連携して、児童生徒一人ひとりに適した本を紹介し、保護者への呼びかけに取り組みます。

④多様な読書及び各教科等の発展的な学習の推進

各教科、総合的な時間等を通して、文学的な読み物に留まらず、新聞や科学雑誌等を含め、多様な種類の読み物に親しめるようにするために、推薦図書リストである「きっとある キミの心に ひびく本」を新入学児童生徒へ配付します。そして、児童生徒の考える力や表現力等の向上を図るために、高知県わくドキ！ショートコメントコンテストや新聞を活用する取組を推進します。

また、学校図書館担当者を対象としたパワーアップ講座等の実施を通して、「高知県学校図書館活動ガイドブック」「高知県学校図書館活動実践事例集」及び「きっとある キミの心に ひびく本」の活用を促します。さらに、各教科等の学習と読書が密接に関連づけられるように、例えば観察活動を通して利用した図書をもとに発展的な学習に広がる取組を促進します。

⑤読書ボランティアの参加と活性化

学校図書館活動の活性化を図るために、市町村教育委員会を通して、所管する各学校に働きかけ、読書ボランティアを募り、保護者や地域の人材の活用を通して、読み聞かせやブックトーク等の読書活動を促進します。

⑥読書楽力検定の利用と活用の推進

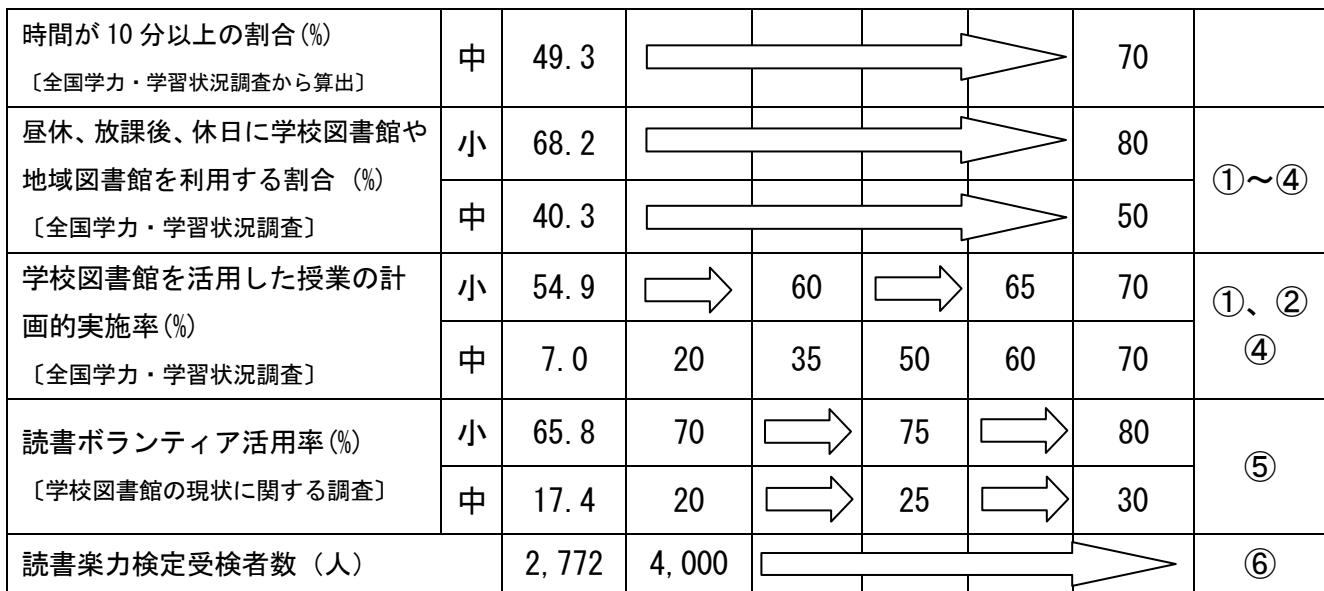
多様な読書の実現に向けて、様々なジャンルの本に触れるきっかけをつくるために、これまでに作成した読書楽力検定の問題をホームページ上に公開し、学校図書館や公立図書館等の活用を促進します。

⑦情報発信の推進

図書館便り、多読者表彰、推薦図書リストによる啓発、図書委員会等による図書の紹介など、読書活動に関する情報発信を促進します。

＜年度別実施計画＞

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
読書が好き・どちらかといえば好きな割合 (%) 〔全国学力・学習状況調査〕	小	74.7	75	78	80	85	90	①～⑦
	中	71.4	75	78	80	85	90	
全校一斉読書率 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	小	98.7	99	100				①
	中	95.7	97	98	99	100		
家や図書館で普段(月～金)の読書	小	60.3					70	①～⑦



(3) 高等学校における読書活動の推進

高等学校では、生徒の豊かな人間性や社会性を育て、社会の担い手としての資質を身に付けられるように、読書活動を通して、生徒の個性を伸ばし、主体的に社会の中で生きていく力を育てます。

そのために、小・中学校における教育の成果を受け継ぎ、読書活動の充実に向けた取組や環境整備を一層進め、生徒の自主的な読書活動の促進を図るとともに、生涯にわたって読書に親しむ習慣を育てます。

また、多感な時期の悩みに応えたり、興味関心のある本と出会えたりするよう生徒への情報提供を進めるとともに、専門性や幅広い視野を身に付けるために、キャリア教育に位置付けた読書活動を推進します。

【具体的な取組】

①学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

各校の学校経営計画や教育計画に「読書活動の推進」に関する項目を取り入れるとともに、読書活動推進のための組織の活動をより活性化させ、読書活動の重要性について学校全体での共有化が推進されるよう取り組みます。

また、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間、キャリア教育等で学校図書館を積極的、計画的に利用活用し、各担当者間の連携を一層進めながら、学校の教育活動全体を通して多様な指導の展開が図られるよう必要な支援を行います。

②生徒の自主的な読書活動の推進

朝の読書活動等の一斉読書活動を一層推進するとともに、調べ学習等を通して、生徒の主体的、自律的な学習や読書活動につながるよう取組を推進します。

また、図書委員会活動やボランティア活動等の生徒の自主的な取組がより一層創意工夫したものとなるよう支援します。

③情報発信の推進

図書館便りを発行したり、学校図書館協議会等の外部団体の協力を得たりするなど、読書活動に関する情報発信の充実に継続して取り組みます。

また、多感な時期の悩みや興味関心、専門的知識等、生徒の多様な要望に応えられるよう、学校図書館担当職員^{*25}による情報提供を促進します。

〈年度別実施計画〉

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
生徒の週1回以上の図書館利用率(%)〔学習状況アンケート・県教育委員会〕	17.5					50	①、②

(4) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進

特別な支援を必要とする子どもが、本と出会い、読書活動の楽しさを通して自主的な読書活動ができるように、それぞれの学校等で取組を進めます。

また、読み聞かせやペープサート^{*26}等の活動を通して、友だちや教職員など様々な人とのかかわりを楽しむことによって、人間関係をさらに育むことができるよう、取り組みます。

さらに、読書活動を充実させるために、障害の特性を理解し、一人ひとりに合った適切な支援の方法を工夫し、特別支援学校における読書週間の設定を促進します。

【具体的な取組】

①読書活動の充実について

特別な支援を必要とする子どもが本に親しむことのできる図書の整備、教職員やボランティア等による読み聞かせ、パネルシアター^{*27}、ペープサート、エプロンシアター^{*28}、読書発表等の活動を工夫し、一人ひとりの実態に応じた読書活動や読書指導を一層推進します。

また、すべての特別支援学校で読書週間を設定し、より読書への関心を高めるように働きかけます。

②読書活動の推進について

学校図書・視聴覚便りを定期的に発行し、興味・関心を高め、読書活動への意欲を喚起します。

<年度別実施計画>

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
特別支援学校で読書週間を設定している割合 (%) 〔学校図書館の現状に関する調査〕	12.5		50		75	100	①
学期に1回は、図書・視聴覚便りを発行している割合 (%) 〔学校図書館の現状における調査〕	25.0		50		75	100	②

*25 学校図書館担当職員：文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」で用いられている用語で、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（教員、ボランティアを除く。勤務形態によって、常勤職員、非常勤職員がいる。）

*26 ペーパーサート：紙に描いた絵に棒を付けた人形を使い、それを動かしたり反転したりしながら行う簡易の人形劇

*27 パネルシアター：布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったり、はがしたりしながら、お話や歌に合わせて進める表現法

*28 エプロンシアター：人形劇のようなもので、エプロンをした人がポケットから仕掛けのある登場人物の人形を取り出し、付けたり、はずしたりしながら、エプロンを背景にお話を進める表現法

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能の充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近に読書できる環境を整備することが大切です。公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、その環境を整備し機能の充実を図ります。

(1) 公立図書館等の機能の充実

県立図書館は、市町村立図書館等の環境整備及び機能の充実について、市町村立図書館等と共に検討します。さらに、新鮮かつ幅広い図書館資料を収集し、市町村立図書館等へ提供することを通して、だれもが利用できる公立図書館等を目指します。

【具体的な取組】

①市町村立図書館等への支援の充実

県立図書館は、市町村立図書館等のサービス向上のために、各種の相談や支援要請に対して現場支援を含めた適切な助言を行います。

②図書館未設置町村への助言

県立図書館は、図書館未設置町村に対し、図書館設置について適切な助言や支援を行います。

③新刊児童図書の全点購入

県市合築の新図書館では、市町村立図書館等が選書の参考としたり、一定期間経過後は協力貸出に供せるように、新刊児童図書の全点購入を行います。

④図書館資料の充実

県立図書館は、市町村立図書館等の図書館資料では十分な調査・回答が困難なレファレンスに対して助言や協力をを行うため、児童文学研究書や児童サービス専門書等の収集に努めます。また、中・高校生を対象としたヤング・アダルトコーナーの充実を図るとともに、外国語で書かれた児童書・絵本及び外国語に翻訳された日本の絵本等の整備やマルチメディア・デイジーフォーマット等の収集に努めます。

⑤団体貸出、長期一括貸出の活発化

県立図書館は、市町村立図書館等から地域の学校等へ団体貸出できるよう、児童図書をまとめて貸し出す長期一括貸出等を行います。また、読み聞かせやブックトーク等を保育者や教職員が行えるよう助言を行います。

⑥物流システムの配送回数の増加

県立図書館から市町村立図書館等や県立学校へ資料を配送する物流システムの配送回数を増やします。

⑦図書館におけるコンピュータ化の推進

県立図書館は、情報化の急速な進展に対応するため、市町村立図書館等のコンピュータ化を促します。また、来館者用コンピュータの設置及びインターネットへの接続を促します。

⑧インターネットを活用した情報発信

県立図書館は、市町村立図書館等が子どもの読書活動に資するコンテンツを作成し、図書館のホームページに掲載する等、インターネットを活用した情報発信の充実を促します。

<年度別実施計画>

指 標	現状	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
団体貸出冊数 〔含児童図書〕	37,367 (H22)				↗	75,000	⑤
物流システム の回数〔回/週〕	2 (H23)				↗	開館日は 毎日	⑥

(2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実

市町村立図書館等が子どもの読書活動を推進するうえで積極的な役割を果たすために、児童サービス^{*29}に関する知識や技術を有した司書をはじめとした人材の確保を市町村に働きかけます。

【具体的な取組】

①市町村教育委員会や首長への働きかけ

児童サービスに関する知識や技術を有した専任職員としての司書を確保するよう、市町村教育委員会や首長へ働きかけます。

②市町村支援担当職員の配置

県内をブロックに分け、公立図書館や学校図書館に対して支援を行う、市町村支援担当職員を県立図書館に配置します。

③子どもの読書活動支援員の配置

子どもの読書活動の地域間格差をなくすために、子どもの読書活動支援員を配置していた読書環境の厳しい市町村には、これまでの成果を踏まえ、教育版地域アクションプラン、学校図書館読書環境設備費補助金等を通じて、市町村独自での継続配置を促進します。

*29 児童サービス：図書館が子どもを対象として行う仕事全般

2. 学校図書館等の機能の充実

学校図書館等は、子どもが気軽に利用でき、本を手渡す人がいて、魅力ある場所であることが大切です。子どもにとって、豊かな心と感性を育む読書センターとしての機能と、学習に対する興味や関心を呼び起こし、自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能を充実していきます。

(1) 学校図書館等における図書及び読書環境の充実

ア. 保育所・幼稚園等における取組

園において、絵本等が身近なところにあり、楽しみながら親しんだり、落ち着いてじっくり見たりすることができる環境構成についての情報提供を行い、読書活動を促進していきます。

【具体的な取組】

①情報提供

乳幼児の絵本等との出会いが充実したものになるように、子どもの発達や興味・関心に応じた絵本等の選定や、読書スペース、絵本等の設置場所などの環境構成について、園内研修等の機会を捉え、情報提供に努めています。

イ. 小学校・中学校における取組

学校図書館は、読書活動を展開し豊かな心と感性を育む読書センターとしての機能と、自主的・主体的な学びを支援する学習・情報センターとしての機能を果たしています。この機能を發揮し、学校教育の中核的な役割を担うことができる学校図書館の整備・充実に取り組みます。

【具体的な取組】

②学校図書館図書標準達成校数の拡大

市町村に対して、学校図書館の図書館資料の計画的な整備（廃棄を含む）を働きかけ、児童生徒や教員等の要望にこたえられる魅力ある蔵書整備が進められるよう支援します。

③データベース化の推進

事業主体となる市町村に働きかけ、学校図書館の図書館資料を管理することや児童生徒の貸出数の把握、学習・情報センターとしての機能強化のために、蔵書情報のデータベース化を図るとともにインターネットによる検索ができる環境整備を進めます。

④市町村立図書館等との連携

市町村立図書館等と人的・物的な連携を深め、学校図書館の蔵書だけでは児童生徒や教員の資料要求に応えられない場合、相互貸借等の物的な支援を行います。さらに、市町村立図書館の職員や読書ボランティアが学校に出向き、読み聞かせやブックトーク等を行うよう促します。

ウ. 高等学校における取組

学校図書館が授業や生徒の自主的な読書活動にふさわしい環境となるよう、教職員間の連携を図りながら、図書館資料の一層の充実や展示の工夫、情報検索環境の充実、情報機器等の整備に努めるとともに、県立図書館の蔵書検索システムの利用、物流システムの活用を促進していきます。

また、学校図書館が地域の学習・情報センターとしての機能を果たせるよう、学校図書館の一般開放を促進していきます。

【具体的な取組】

⑤学校図書館の図書館資料の充実

各校の一般図書だけでなく、就職試験対策問題集、進路関係図書・問題集、専門書等の整備・充実を図り、生徒の学習意欲の向上や、進路希望実現のための活用を推進します。

また、多感な時期の悩みや興味関心、専門的知識等、生徒の多様な要望に応えられるよう、図書の充実を支援します。

そのため、県立図書館の物流システムの活用を推進します。

⑥データベース化の推進

多様な学習活動に対応するため、情報機器やインターネット環境の整備及び蔵書のデータベース化を推進し、情報検索環境の充実に努めます。

⑦公立図書館と学校との連携・交流の推進

公立図書館と学校との物流システムやイベント等を通した連携を促進するとともに、高校生や学校図書館担当職員等による交流活動ができるよう支援していきます。

⑧学校図書館の一般開放の促進

学校や地域の実情に応じて、学校図書館の一般開放を促進します。

エ. 特別支援学校における取組

子ども一人ひとりの障害の特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障害の状態に配慮した図書の整備、補助具や視聴覚機器、パソコン等、学校図書館における図書環境の整備・充実に取り組みます。

【具体的な取組】

⑨障害に対応した図書の充実

特別な支援を必要とする子どものニーズを把握し、本に親しむことのできる図書を整備します。

また、特別な支援を必要とする子どもが本に親しめるよう、全国の点字図書館^{*30}等の点字データの活用や、インターネットによる録音図書^{*31}の配信システム、マルチメディア・デイジー図書等、情報通信ネットワークを利用した録音データの活用を促進し、「聴く読書」の取組を進めます。

さらに、物流システムの利用をはじめ、公立図書館の積極的な活用を促進します。

⑩障害に配慮した読書環境の整備

学校図書館における書棚の高さの工夫、快適に利用するための場所や空間の確保、掲示物の精選や配置の工夫、視聴覚機器や補助具等により自主的な読書活動ができるよう読書環境を整備します。

<年度別実施計画>

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
絵本コーナーの設置率(%)	幼保	94.6					100	①
学校図書館図書標準の達成率(%)〔学校図書館の現状に関する調査〕	小	49.8					70	②
	中	33.9					60	
図書館情報のデータベース化を導入している割合(%)〔学校図書館の現状に関する調査〕(蔵書冊数の管理や児童生徒の貸出冊数の管理等を行うシステムの導入)	小	22.7					50	③
	中	19.1					50	
	高	50					100	⑥
	特支	25	30	40	60	70	85	⑨
公立図書館との連携・交流をしている割合(%)〔学校図書館の現状に関する調査〕	小	73.3	75	80	85	90	95	④
	中	42.6	48	50	55	60	65	④
	高	22.9 (H23)	30	35	40	50	60	⑤、⑦

*30 点字図書館：点字図書、録音図書の収蔵、製作、貸出等を行う図書館

*31 録音図書：耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの

(2) 学校図書館への司書教諭や支援員の配置の充実

ア. 小学校・中学校における取組

小・中学校において、読書活動や教科等で学校図書館の活用と図書館資料の利用を拡大するためには、子どもと本をつなぐ働きをする人の存在が不可欠です。このため、必要な人材の配置に継続して取り組みます。

特に、学校図書館の開館時間の確保や、読書環境の整備などの業務を中心とする学校図書館支援員の配置については、配置主体となる市町村との協議を行いながら、その支援に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

①小学校・中学校における学校図書館支援員の配置

読書活動を活性化するために、司書教諭等と連携して、学校図書館の開館時間の確保や読書環境の整備などの業務を中心として行う、学校図書館支援員が各市町村で雇用されるよう促します。

②司書教諭の配置

12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置していますが、11学級以下の学校についても可能な限り司書教諭の配置に取り組みます。

また、司書教諭の職務や役割の重要性を周知する等、学校図書館の運営充実のために取り組みます。

③推進教諭の配置

推進校に推進教諭を配置することに努め、学校図書館活動が充実するよう取り組みます。

イ. 高等学校における取組

公立高等学校には、各校での読書活動を円滑にし、読書相談や読書指導、情報の収集・活用を充実するため、司書教諭、学校司書などの学校図書館担当職員を適正配置します。

【具体的な取組】

④公立高等学校における司書教諭又は学校図書館担当職員の配置

司書教諭や学校図書館担当職員の公立高等学校への適正配置を継続して行うとともに、各校での読書活動を円滑にし、読書相談や読書指導、情報の収集・活用の充実に努めます。

＜年度別実施計画＞

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
司書教諭又は学校図書館担当職員の配置率(%) [学校図書館の現状に関する調査]	高	91.7					100	④

3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動を支援する様々な人材の育成を推進します。

(1) 子どもの読書活動推進のための人材育成

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に携わる市町村立図書館等の専門職員の資質向上に取り組むとともに、子どもと本を結びつける人材の育成を図ります。また、学校等へは、読書活動の取組に関する先進的な情報を機会あるごとに紹介するとともに、読書活動の意義や重要性、学習活動との関わり等に関する研修の場を設け、学校図書館担当者等に働きかけます。

【具体的な取組】

①児童サービス研修会等の実施

県立図書館は、児童サービス研修会を実施し、市町村において読書活動の指導や研修講師ができる人材を養成するとともに、情報交換の場とします。また、現在開催している勉強会を広くアピールし、県内で子どもの読書活動推進のために活動できる人材を養成します。

②教職員等の学校図書館活用力の向上

学校図書館担当者に対しては、各教科・領域等において、学校図書館や図書館資料の利用活用を促すために、学校図書館活動パワーアップ講座等、各研修会の実施を通して、資質の向上に取り組みます。また、学校図書館協議会(SLA)と連携して研修を開催します。

教職員に対しては、県教育センターにおける年次研修等において、子どもの読書活動の重要性と学校図書館の活用についての講義を実施します。その際、例えば、読み聞かせや朗読、視写、調べ学習等を通して広がる多様な読書活動を推進するとともに、学校図書館や図書館資料の活用ができる教職員を養成します。

管理職に対しては、県教育センターにおける管理職研修等を通して、読書活動を学校経営計画や教育計画に位置付けるとともに、読書センターのみならず学習・情報センターとしての役割をもった学校図書館の整備と組織的な活用を促します。

③読書ボランティアの養成

地域や学校で読み聞かせ等を行う読書ボランティアの育成、資質向上を図るために、研修や情報交換会を開催するとともに、その組織化を図り、県からの活動案内等を通して、活動の活性化を推進します。

また、市町村における読書ボランティアの養成を促します。

＜年度別実施計画＞

指 標		現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
普段の授業で、本やインターネットを使って、グループで調べる活動をよくやっている児童・生徒の割合 (%) 〔全国学力・学習状況調査〕	小	47			60		80	②
	中	26.4			50		60	②
読書ボランティア養成講座受講者数 (人)		108	110					③
「子ども司書」認定者数 (人)		36	40					④

III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立

県内のすべての子どもが、あらゆる場所とあらゆる機会に本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、公立図書館、学校、民間団体等の関係機関の取組とともに、各機関が連携して、子どもの読書活動を総合的に推進することが重要です。

そこで、第二次計画の進捗状況について適切に把握するために、官学民からなる「高知県子ども読書活動推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を設置し、P D C A サイクルに基づき計画を総合的に推進します。

また、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を支援していく他、意識的に、県立文学館、読書ボランティア、大学等、県内全体の関係者とつながりを持ち、取組を進めていくことを目指します。

(1) 「高知県子ども読書活動推進協議会」の設置

第二次計画の進捗状況を適切に把握するために、官学民からなる推進協議会を設置します。推進協議会は、P D C A サイクルに基づき第二次計画を総合的に推進します。

【具体的な取組】

①推進協議会の設置

第二次計画を効果的に推進するために、推進協議会は進捗状況の把握、点検・評価を行うとともに、改善に向けた今後の取組の方向性を示します。

(2) 市町村における子どもの読書活動の推進

市町村は、地域住民にとって最も身近な地方公共団体です。地域において、民間団体・読書ボランティア等との連携を通して、子どもの読書活動を計画的、体系的に推進するためには、地域の特色に応じた市町村の子ども読書活動推進計画の策定やそれに基づく取組が望まれます。

【具体的な取組】

①市町村による子ども読書活動推進計画策定への支援

市町村における読書活動の取組の充実を図るために、子ども読書活動推進計画が未策定の市町村に対し、先進事例の紹介や助言等により、計画の策定を支援します。また、子ども読書活動推進計画の策定済み市町村に対しては、計画に基づく着実な推進、改訂が行えるよう支援します。

②読書活動推進のための熟議

地域における読書関係者の連携、協働による読書活動の推進を図るために、市町村教育委員会読書担当者、学校図書館担当者、市町村図書館職員、読書ボランティア等を対象に、実態を踏まえた効率的な読書活動推進に向けた研修会を実施します。

＜年度別実施計画＞

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的な取組
市町村読書推進計画策定率(%) 〔文部科学省調査〕	32.4	75	85	90	95	100	①

(3) 子どもの読書活動を推進するための調査研究

本計画に掲げた具体的な取組のさらなる充実を図るための調査研究を行います。

【具体的な取組】

①教材開発や制度的充実に向けた調査研究の推進

各方策の充実を図るため、教材開発や制度的充実に向けて取り組んでいる県内外先進事例の情報収集を行い、取組の充実に向けた調査研究を継続的に行います。

2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供

子どもの読書活動推進に向け、「子ども読書の日」や「志（こころざし）・とき学びの日」^{*32}等の機会に、県民の読書活動の機運を醸成するため、読書活動の重要性を広報・啓発するとともに、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体（個人）の取組を奨励し、活動の一層の充実を図ります。また、子どもの読書活動に関わる情報を家庭や地域に提供していきます。その際、新聞社やマスコミ等と可能な限り連携を図ります。

(1) 「子ども読書の日」等の啓発

「子ども読書の日」等にふさわしい事業を実施し、読書の意義や重要性について理解を深め、県民全体で推進の機運を高めるよう取り組みます。また、多くの県民が子どもの読書活動に関する情報に接しやすく、活用できるようにしていきます。

【具体的な取組】

①「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発

「子ども読書の日」（4月23日）や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）、「志（こころざし）・とき学びの日」（11月1日）に、読書の楽しさや意義、重要性について県民への啓発を実施します。また、公立図書館や学校等において、民間団体・読書ボランティ

*32 「志（こころざし）・とき学びの日」：平成22年11月22日全国生涯フォーラム高知大会閉会式において、毎年11月1日を「志（こころざし）・とき学びの日」とする宣言をし、県民の教育に対する関心を高めるとともに、県民一人ひとりが現在の教育の在り方を見つめ直し、考える機会を設け、行動する日と制定

ア等と連携し、その趣旨に沿った行事や催しを実施するように働きかけます。

＜年度別実施計画＞

指 標	現状 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	具体的 な取組
「子ども読書の日」に関する取組 実施率 (%) [文部科学省調査]	64.7	75	85	90	95	100	①

(2) 優れた取組の奨励、普及、啓発

県内の特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰することにより、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動の一層の充実を図るとともに、取組内容を県民に紹介することにより、子どもの読書活動についての关心と理解を深めていきます。

【具体的な取組】

①文部科学大臣表彰による優れた取組の奨励、普及、啓発

子どもの読書活動について関係者の取組の意欲を高めるために、子どもの読書活動の優秀実践学校、図書館、団体及び個人における文部科学大臣表彰制度について周知します。

②文部科学大臣表彰受賞報告会の実施と奨励

子どもの読書活動についての关心と理解を深め、読書の機運を醸成するために、文部科学大臣表彰受賞報告会を行う等、優れた取組を実施している学校や図書館、団体等を研修会や研究大会等で紹介します。

③教科研究センターにおける情報提供

教科研究センター^{*33}は、学校図書館活動に関する先進的な取組や授業実践例の情報収集及び提供・広報を行います。

3. 評価

以上の計画について、推進協議会が年度毎に評価を行います。

4. 財政上の措置

本推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

*33 教科研究センター：すべての子どもに質の高い授業を提供するため、教員の自主的な授業研究・

教科研究活動を支援するための施設で、県内4か所に平成21年度から開設